

1. 80年代の西ドイツ都市計画の動向

20世紀も終りが近づいてきた、80年代も後半の現在、社会や経済の領域で急激な構造的変化が起こっているとの意見が強い。かつて、decade=10年という単位は、社会の流れや変化を振り返り、計測するのに都合の良い単位のようにであった。しかし、最近の技術の発展、情報化、国際化の進展は目覚ましいものがあり、ほんの1、2年で状況が一変してしまうこともまれでない。社会の変動を測る時間的尺度が急速に短縮化し、安定した見通しを得にくいのが現在という時代である。

都市計画も社会を対象とする技術の一分野である以上、社会の変動にあわせて、その目標なり、構成内容が変化する面があるのは当然かもしれない。明治以来、非常な勢いで近代化を目指して駆け抜けてきた日本では、都市計画の部門での変化も激しいものがあるように見うけられる。しかし、都市計画の側が常に社会状況の変化に受身で対応する形で変容を迫られ、都市計画の側が主体的に社会の変化の方向を領導出来ないとすれば、都市計画にとって、不幸なことになるだろう。

日本における最近の都市計画の動きの中に、このような面がなければ良いのであるが。1980年に、日本で地区計画制度が導入された時点では、西ドイツのBプランの制度を参考にして、計画なきところを開発=建築なしの原則が日本のまちづくりに徐々に根づいていくものと思われていた。70年代を通じての、反公害や環境保護意識の高まり、歴史的環境保存の運動、市民の環境形成への参加意識の高まり、自治体レベルで展開されたより肌理こまかな環境作りへの配慮、これらが日本の市街地環境を安定的な形で漸次、改善、向上する方向に働くものと想定されていた。これは、73年のオイルショック以降の経済の安定的成長といった時代の雰囲気ともマッチしていた。

80年代に入り、2度のオイルショックを成功裡に切り抜け、先進諸国中でも抜群の経済的パフォーマンスを示した日本では、公的部門の財政難もあって、ケインズ主義は退潮し、市場経済主義が声高く主張されるようになってきた。民間活力の活用、規制緩和のかけ声の下に、市街地環境の整備にあっても公的な規制を取り払い、市場メカニズムに委ねたほうがうまくいくとの議論が、特に近代経済派の人々から主張され、政策基調もそのようになってきた。しかし、わが国の低質な市街地、貧しい住環境は公的規制や公的介入が厳しすぎたから、出現したのであろうか。都市環境ストックを向上することの必要性は高いし、その故に内需が拡大されることは望ましいことであろう。しかし、てっとり早く内需拡大を刺激するために、規制緩和がなされ、肝心の市街地環

境のストックが劣悪な物の堆積となるなら、何をかいわんやであろう。今、相続税対策、マネーゲームの一環として個別的に展開されている大都市圏での大量の賃貸住宅の建設、供給は、量的な住宅不足を解消する上では効果があるように見えるが、果して次代に残せるストックという面では効果があるのだろうか。ほんの数年前に騒がれたミニ開発が、巨大な資産価値を形成しているのは異常ではないだろうか。

後述するように、西ドイツでは第1次オイルショック以降醸成された環境、資源に対する有限性の意識は80年代も一貫して維持されているし、計画の手続き面での見直しは行われたものの、計画に対する信頼性は依然根強いものがあるようである。少なくとも、市場の自由に委ねる形で環境を形成していこうとの意識は稀薄であるといえる。

以下では80年代の中葉に行われた自治体意向調査を基本に、80年代後半にむかうドイツの都市計画の動向について描出していく。

1-1 市町村の都市再開発政策の意向

西ドイツ連邦政府は、80年代の後半の最重点の都市政策として、都市再開発をとりあげている。1986、87年の両年で、それぞれ連邦独自で10億マルクの助成金を投入しようとしている。この連邦の補助金の他に州、市町村の投入資金20億マルク、またこれに誘発された、民間の建設投資などの資金90億マルクを併せると約120億マルクの資金が再開発の分野に投入されることになる。さらに、この他20ないし30億マルクの税的優遇措置もとられるとのことである*。

*1987年10月に来日した連邦建設省のヴィルヘルム・ゼフカー氏からのヒヤリングによる。

86年の連邦プログラムでは、1005の市町村で、1240の再開発事業、22の郊外ニュータウン（大規模住宅団地）開発事業が遂行されることになっており、508市町村の652事業が新規に採択された。

80年代後半のドイツでの都市再開発政策の展望を得るため、連邦建設省は、ベルリン大学のシェーファー教授を長とするドイツ都市学研究所のチームに連邦ワイドの調査を依頼した。この調査は、再開発事業を経験した市町村を対象としたアンケート調査で、1984年から85年にかけて行われたものである。この調査の成果が今回の建設法典の策定に反映されている。

以下この調査報告書*を基に、ドイツの市町村の都市再開発に対する考えを見ていく。